

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

## (施策名) (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

## 1 主な施策の取組状況及び評価

## (生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実)

○心の健康に関する施策について、国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めたり、うつ病にかかりやすい職域、介護、産後・更年期におけるハイリスク群並びにその周囲にいる人に対して効果的なメッセージを伝達することで、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や、精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図る普及・啓発事業を行っている。

## &lt;事業内容&gt;

- (1) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「自殺総合対策大綱」に基づいた普及・啓発事業  
メディアを活用したPR・広告活動や街頭キャンペーン等を行うことにより、地域における普及・啓発活動を実施する。
- (2) 普及・啓発活動を行う当事者（スピーカー・ビューロー）育成のための専門家養成研修事業  
精神障害者等に対する正しい理解の促進や、精神障害者の自立と社会参加を目的として、当事者自らが体験を地域住民や事業場で働く従業員等に話すなど、地域・職域で活躍することは重要である。  
このような当事者の育成、当事者が活躍できる場の開発ができる専門家を養成するための研修を実施する。

○生涯を通じた女性の健康支援事業において、女性のライフステージに応じた一般的な相談体制や不妊専門相談体制などを整備し、相談指導を行う相談員の研修養成を実施している。

○民間有識者らによる「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康支援の充実について検討  
平成19年度 懇談会2回開催  
平成20年度 懇談会2回開催

## ○女性の健康支援対策事業

一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践することができるように支援し、その効果を実証及び評価することで、女性の健康づくりを一層推進するための効果的な事業展開手法について検証

○健康増進法に基づく健康増進事業において、女性の健康づくりに係る内容、項目を追加

- ・健康手帳：地域の実情に応じて、女性の健康づくりに関する事項など必要な事項に係るページを設けることができるようにした。
- ・健康相談：重点課題として「女性の健康」を追加。

○女性の健康づくり対策の一環として、毎年3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康課題に関する普及啓発を重点的に行う。

- ・地方自治体や民間会社がイベントを実施するとともに、平成19年度、20年度ともに厚生労働省主催による「女性の健康週間」イベントを実施した。

○母子保健に関する国民運動である「健やか親子21」を推進。

○マタニティマークの普及促進。

## (成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援)

○「食事バランスガイド」や「エクササイズガイド」を作成し、都道府県等に対し情報提供を行っている。

- ・平成17年度 47都道府県に配布（食事バランスガイド）
- ・平成18年度 47都道府県に配布（エクササイズガイド）

○健康増進事業

## 様式 2

健康増進法に基づく健康増進事業として、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導を実施している。また、市町村（特別区含む）において、骨粗鬆症検診を実施している。

平成 21 年度予算： 5,265 百万円の内数

## 2 今後の方向性、検討課題等

### （生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実）

- 心の健康に関する正しい理解の向上を図るため、引き続き普及・啓発事業の充実に努めていく。
- 生涯を通じた女性の健康支援事業について、不妊専門相談センターの設置状況等、自治体によって差が生じており、未だ事業を実施していない自治体に対しては、様々な機会を通じて理解を求め、実施を促していく。
- 生涯を通じた健康づくりを支援するため、一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践できるように支援することが必要であることから、都道府県、保健所を設置している市、特別区を対象に「女性の健康支援対策事業」の実施を委託し、その効果を実証及び評価することで、女性の健康づくりを一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する。  
また、女性の健康週間を活用した普及啓発を引き続き実施し、女性の健康づくり対策の一層の推進を図る。
- 「健やか親子 21」については、引き続き推進していく。
- マタニティマークについては、今後とも普及啓発を継続していくことが重要であり、関係省庁を通じた関係団体への協力依頼や、様々な機会を通じた各自治体の自主的な取組の推進などを始めとし、マークの定着に向けた取組をすすめることによって、妊産婦への配慮を広く国民に喚起する。

### （成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援）

- 「食事バランスガイド」は、一人一人が自分自身又は家族の食生活を見直すきっかけになるものとして、より多くの分野で活用されることが重要である。また、各地域や対象者の実情に合わせ、「食事バランスガイド」の効果的な普及・活用が図られるように支援を行ってきたところであり、引き続き一層の推進を図る。また、「健康づくりのための運動指針 2006（エクササイズガイド 2006）」は、生活習慣病予防のための安全で有効な運動を広く国民に普及することを目的として策定され普及啓発を行ってきたところであり、引き続き一層の推進を図る。
- 壮年期からの住民の健康増進に資するため、健康増進事業を引き続き推進していく。

## 3 参考データ、関連政策評価等

- 女性の健康支援対策事業の委託対象となる地方公共団体数  
136（都道府県：47、保健所を設置している市：66、特別区：23）
- 厚生労働省平成20年度新規事業に関する事業評価書（事前）において政策評価を実施
- 厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況を国会へ報告

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

## 1 主な施策の取組状況及び評価

(妊娠・出産期における女性の健康支援)

## ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービス

- 各市町村において、妊産婦に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨している。  
※平成 20 年度第 2 次補正予算において、平成 22 年度までの間、必要な回数（14 回程度）のうち、従前から地方財政措置されていた 5 回分を除く残りの 9 回分について、国庫補助、地方財政措置により 2 分の 1 ずつ支援することとした。
- 平成 18 年 6 月に、平成 17 年度乳幼児栄養調査報告をとりまとめた。また、母乳育児の推進のため、
  - ①「授乳・離乳の支援ガイド」の作成（平成 19 年 3 月）、周知
  - ②「健やか親子 21」のホームページにおける市町村の先駆的な取組の紹介
  - ③市町村における母親学級等の場を活用した取組
 を実施し、普及している。
- 「妊娠・出産について満足している者の割合を平成 26 年度までに 100%にする。」という目標について、医療機関や自治体、専門団体が連携し、妊婦健診、母親学級などの取組を推進。
- 啓発用リーフレットのデザインを作成し、ホームページに掲載する等、妊娠の早期届出の勧奨を行うよう、各市町村に対して促進。

## ・不妊専門相談サービス等の充実

- 体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を全都道府県・指定都市・中核市において実施するとともに、不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施している。  
※平成 21 年度補正予算において、1 回当たりの給付費を 10 万円（年 2 回まで）から 15 万円（年 2 回まで）に引き上げた。

## ・周産期医療の充実

- 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、産科医等育成・確保支援事業を実施。
- リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保などを目的とした、周産期医療ネットワーク事業を実施。
- 「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センターに設置）において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を平成 17 年 10 月から実施。  
なお、平成 19 年度より、全国 5 施設の協力を得て全国展開を行い、その後、平成 20 年度に 6 施設、平成 21 年度より更に 3 施設の協力を得て実施しているところである。

## ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及

- 思春期の男女を対象に、思春期特有の医学的問題、性に対する悩み等に対する相談事業を実施。

## 2 今後の方向性、検討課題等

## 様式 2

### (妊娠・出産期における女性の健康支援)

#### ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービス

- 妊婦健診の公費負担の回数や内容、不妊専門相談センターの設置状況等について、自治体によって差が生じており、妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスが適切に提供できるよう、各自治体に対して働きかけを行っていく。
- 妊娠の早期届出については、妊娠 11 週以下での妊娠の届出率は年々上昇しており、引き続き妊娠の早期届出の勧奨を行うよう、各市町村に対して促していく。

#### ・不妊専門相談サービス等の充実

- 特定不妊治療費助成事業については、今後、助成対象の範囲を明確にし、効果的・効率的な運用を図ることが求められており、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、全国的な実施・成果の把握を行っているところである。

#### ・周産期医療の充実

- 引き続き産科医等育成・確保支援事業等を通じ、小児科・産科医療確保対策を進める。
- 平成 20 年 10 月に東京都において妊婦死亡事案が発生したところであり、救急搬送される妊産婦の受入れが円滑に行われるよう、周産期医療体制を充実させる必要がある。このため、合併症、重症妊娠中毒症、切迫流産等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療等を提供することができ、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの運営に必要な経費を助成することにより、周産期医療体制の充実を図る。
- 今後も、「妊娠と薬情報センター」の協力施設の数を増やし、体制の充実・強化を図ることとしている。

#### ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及

- 思春期の男女を対象にした性に関する悩み等に対する相談事業については、引き続き実施する。

## 3 参考データ、関連政策評価等

- 妊娠・出産に満足しているものの割合（厚生労働省資料）  
平成 12 年 84.4% → 平成 17 年度 91.4%
- 妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率（平成 18 年地域保健事業報告より）  
平成 8 年 62.6% → 平成 18 年 70.1%
- 不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合（厚生労働省資料）  
平成 13 年度 24.9% → 平成 16 年度 40.5%（不妊カウンセラー）  
35.3%（不妊コーディネーター）
- 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施している自治体数（厚生労働省資料）  
平成 18 年度 95 か所中 56 か所  
平成 19 年度 99 か所中 56 か所  
平成 20 年度 103 か所中 55 か所
- 周産期医療ネットワーク事業都道府県実施数  
平成 18 年 4 月現在 38 都道府県、平成 19 年 4 月現在 40 都道府県、  
平成 20 年 4 月現在 44 都道府県、平成 21 年 4 月現在 45 都道府県
- 妊娠と薬情報センター相談回答件数  
平成 17 年度（10 月～） 111 件  
平成 18 年度 335 件  
平成 19 年度 673 件  
平成 20 年度 960 件

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

(H I V / エイズ、性感染症対策)

○予防から治療までの総合的なH I V / エイズ対策の推進

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律第 11 条の規程に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 18 年 3 月 2 日厚生労働省告示第 89 号）（以下、「エイズ予防指針」という。）を策定し、この指針に基づき普及啓発及び教育、検査相談体制の充実、医療体制の再構築等を端とした総合的なH I V / エイズ対策を推進してきた。
- ・ 具体的には、H I V / エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育と保健所等における検査相談体制の充実を図った。
- ・ また、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を講ずるため、都道府県等に対し、H I V 対策推進のためのマンパワーの養成事業やカウンセラー設置事業等への国庫補助を実施。
- ・ 厚生労働科学研究におけるH I V 母子感染の予防対策マニュアル作り等研究の推進を行った。

○性感染症対策の推進

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 11 条の規定に基づき、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成 12 年 2 月 2 日厚生省告示第 15 号）を策定し、これにより総合的な予防施策を推進している。
- ・ 具体的には、性感染症に関する正しい知識の普及啓発、保健所等において実施する性感染症検査の国庫補助等を行っている。
- ・ 感染症発生动向調査として、感染症法第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づく梅毒の患者の全数届出、同法第 14 条第 2 項の規定に基づく性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症の患者の定点届出を実施している。

(薬物乱用対策の推進)

- 関係省庁が連携し、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施
- ポスター、パンフレット配布等による広報啓発活動の実施
- 再乱用防止のための相談事業の実施

(喫煙・飲酒対策の推進)

○たばこ対策促進事業

都道府県等において、地域での連携を図り、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及び禁煙・節煙を希望する者に対する支援体制の整備を図る等、地域の実情にあわせた施策を実施する経費に対して国庫補助を行う。

- 平成 17 年度補助件数：16 件
- 平成 18 年度補助件数：31 件
- 平成 19 年度補助件数：32 件
- 平成 20 年度補助件数：62 件

○母子健康手帳や妊婦健診、母親学級などの各種母子保健サービスの場を活用し、各市町村において普及啓発を実施。

2 今後の方向性、検討課題等

## 様式 2

### (H I V / エイズ、性感染症対策)

○予防から治療までの総合的なH I V / エイズ対策の推進

- ・ H I V / エイズ対策の更なる充実を図るため、エイズ予防指針を改訂することも視野に入れ、検討を行っていく。

○性感染症対策の推進

- ・ 今後とも、感染症発生動向調査による発生状況の迅速な把握に努めるとともに、正しい知識の普及啓発や性感染症検査を推進し、性感染症対策の充実を図る。

### (薬物乱用対策の推進)

引き続き、関係省庁と連携し、薬物乱用対策の推進を図っていくこととする。

### (喫煙・飲酒対策の推進)

○平成 20 年から補助対象箇所に保健所設置市を加えたことにより、地域連携を図って普及啓発活動を行う体制が整ってきたが、目標を達成するために、当該事業を引き続き実施するとともに、ホームページによる情報提供やイベントによる普及啓発活動を一層推進していく。

○妊娠中の喫煙率・飲酒率はともに低下しており、目標に向かって改善傾向にあるが、引き続き各市町村における普及啓発等取組を促していく。

## 3 参考データ、関連政策評価等

### (H I V / エイズ、性感染症対策)

○予防から治療までの総合的なH I V / エイズ対策の推進

エイズ発生動向年報による新規H I V感染者、エイズ患者の報告数の推移

報告数	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
H I V 感染者	952	1,082	1,126
エイズ患者	406	418	431

○性感染症対策の推進

感染症発生動向調査による性感染症報告数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
淋菌感染症	15,002	12,468	11,157
性器クラミジア	35,057	32,112	29,939
性器ヘルペス	10,258	10,447	9,223
尖圭コンジローマ	6,793	6,420	6,197
梅毒	543	644	737

※梅毒以外は感染症発生動向調査による届出医療機関からの報告数であり、全数ではない

### (薬物乱用対策の推進)

薬物事犯の検挙件数、検挙人数、主な薬物の押収量

	18年	19年
検挙件数(件)	22,113	21,790
検挙人数(人)	14,882	15,175
覚せい剤(Kg)	144	359
大麻(Kg)	332.5	560.5

※警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁の統計資料の合計

様式 2

薬物事犯の検挙人数(未成年者)		
	18年	19年
検挙人数	533 (245)	524 (228)
※警察庁、厚生労働省、海上保安庁の統計資料の合計 ( )内は少女の件数で内数)		

薬物相談窓口における相談件数(厚生労働省)		
	18年度	19年度
相談件数	8,942	9,386

(喫煙・飲酒対策の推進)

女性の喫煙率		(%)	
	18年	19年	
20～29歳	17.9	16.7	
30～39歳	16.4	17.2	
総数	10.0	11.0	

国民健康・栄養調査

○妊娠中の喫煙・飲酒率

<平成 12 年度>

10.0% (喫煙率) 18.1% (飲酒率)

<平成 17 年度>

7.3%、7.9%、8.3% (喫煙率：それぞれ 3, 4 ヶ月、1 歳 6 ヶ月、3 歳児健診時の調査結果)

14.9%、16.6%、16.7% (飲酒率：それぞれ 3, 4 ヶ月、1 歳 6 ヶ月、3 歳児健診時の調査結果)